

多様な人材の確保や就労促進、
従業員にとって働きやすい職場づくりを応援！

令和6年度

豊中市人材確保促進補助金



就業規則の変更って、...？
女性・外国人人材にとって
働きやすい職場って、...？
副業人材って、...？



最大

15万円

補助します！

【補助対象事業】

【補助率】

【補助限度額】

1

就業規則等を 整備するための事業

例：
社労士等への
委託費、報酬、
等



2

働きやすい職場環境 づくりを進めるための 事業

例：
外部研修参加
費、研修委託
費、等



3

ものづくり人材を育 成するための事業

例：
ポリテクセンター・
ポリテクカレッジが
行う研修の受講料



4

副業人材等の人材を 活用するための事業

例：
専用サイト登
録掲載料、副
業人材への業
務委託費、等



1/2

一事業での
申込の場合

①～③
10万円

④
15万円

複数事業での
申込の場合

15万円
※合計額

● 申込期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日必着

※予算がなくなり次第、終了となります。

● 対象者

豊中市内に事業所を有する中小企業者など



事業内容の詳細やお問い合わせ先

豊中市役所 産業振興課 第一庁舎5階

TEL:06-6858-2199 (豊中市HP/ページ番号/777023241)

E-mail:sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp



昨年度からの 変更点

補助上限

副業人材等を活用する事業・異なる複数事業を申込む場合
10万円→15万円に拡大！

対象経費

副業人材等への
業務委託費を追加！

補助事業

全国のポリテクセンター・
ポリテクカレッジの研修を追加！

補助金 手続きフロー

STEP 1 事前相談

- ・ 予算の状況や手続き等について、ご不明な点があれば、当課へご確認ください。

STEP 2 事業完了

STEP 3 経費支払い

STEP 4 申込書兼請求書 必要書類提出

STEP 5 書類審査 補助金支払い

Q&A

Q1、いつまでに支払った経費が対象になりますか？

A1、令和7年3月31日までに支払いが完了し、同日までに交付申込みができるものが対象です。

Q2、補助上限額が15万円になるときは、どのような場合ですか？

A2、副業人材等の人材を活用するための事業を申込む場合または、複数の補助対象事業を申込む場合です。

Q3、研修の参加費を研修実施前に支払いしたが補助金の対象になりますか？

A3、研修実施後令和7年3月31日までに交付申込みができるものであれば対象になります。申し込みは領収書が必要になりますので大切に保管してください。

Q4、社内の研修のうち、どのような研修が対象になりますか？

A4、働きやすい職場づくりのための研修が対象となり、個人の技能向上等のための研修は対象とはなりません。例えば、ハラスメント研修やヘルスケア研修は支給対象になりますが、接客研修やマーケティング研修は対象になりません。

Q5、副業人材とはどのような人材ですか？

A5、普段は会社員として働きながら、隙間時間に自身の専門知識やスキルを活用し、他社からの業務委託を受ける人材のことです。アルバイトやパートタイマーの方等は副業人材には該当しません。